



ラオスの PPP 法草案の概要について

2020 年 6 月 28 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

インフラ輸出プラクティスチーム

1. 背景

アジアにおいては、インフラ整備の充実、加速が課題となっており、そのためには巨大な資本の投下が必要となっています。



特に、ラオスは、これまで国の基盤となる各種インフラの整備を国家予算と外国からの資金援助に頼ってきました。2016 年から 2020 年までの第 8 次国家社会経済開発 5 か年計画¹では、強い経済基盤と経済的脆弱性の低減を成果の一つとして掲げており、ハード・ソフト面両方の実現のため、官民連携プロジェクト（Public Private Partnership、以下、「PPP 事業」）に期待する声が高まっています。

ラオスにおいては、PPP 事業は、多様なリスクが伴うにも関わらず、法制度が未整備な状態で実施されており、民間事業者が政府や各省庁と直接交渉し、個別の契約を締結するような流れとなっています。その事業分野としては主に、水力発電、国道開発整備、空港開発整備等があげられますが、投資の形態としては、外国企業が政府と合弁会社をラオス現地に設立し、政府から土地使用権や事業運営権等の権利を取得して実施する形態が主流となっています。

例えば、株式会社 JALUX と豊田通商株式会社は、ラオス政府と運営事業契約を締結し、1994 年から約 20 年間にわたり、ラオス現地法人「Lao-Japan Airport Terminal Services Co., Ltd.」の運営に携わっています。これは、日本企業が海外において取り組む初の空港ターミ

¹ file:///C:/Users/Windows%2010/Downloads/8th_NSEDP_2016-2020.pdf

ナル運営民営化プロジェクトとなっています²。同プロジェクトでは、日本企業の持つノウハウにより、空港管理・運営がなされ、ラオス政府に対する円借款により、国際線ターミナルの拡張と国内線ターミナルの新設、駐車場の整備を行い、機能が強化されています。

また、PPP 発電事業の例としては、2006 年から関西電力株式会社がラオス政府から独占開発権を取得して実施しているナムニアップ水力発電プロジェクトがあります。現地法人「ナムニアップ 1 パワーカンパニー」が 2013 年にラオス政府と 27 年間の売電及び事業権契約を締結し、一定期間管理・運営を行って資金を回収した後、公共側に施設を譲渡する方式をとっています³。

特に、電力発電に関しては、官民連携のモデルケースとして成功している実績があり、ラオス政府としては、その成功体験を、電力分野のみならず、公共施設の維持管理、医療分野、教育分野等においても実現させたいという思惑があります。

ラオスにおける PPP に関する法令としては、2017 年 4 月に施行した改正投資奨励法があります。同法では、PPP 事業を投資の一形態として定め、そして、PPP をコンセッション事業の分野の一つとしても位置づけています（2019 年 1 月 10 日付けネガティブ事業及びコンセッション事業リストの承認に関する首相令（No03））

2016 年の施行を目標として、2015 年頃から PPP 法の草案の作成が始まっています。2020 年 7 月の現時点において、まだ草案は完成しておらず、計画投資省のウェブサイトに掲載されている PPP 法の草案は、アジア開発銀行の協力のもと作成されたもので、2019 年 7 月を最後にアップデートされていない状態です。同草案は、全体で 80 条から構成されており、PPP 事業方式、入札手続、PPP 契約書の内容や締結手続き等に関する規定も盛り込まれています。同草案の内容を踏まると、いかなる分野も統一ルールの下、プロジェクトを行える

² 豊田通商株式会社 HP より引用 (https://www.toyota-tsusho.com/press/detail/180809_004232.html)

³ 関西電力株式会社 HP より引用 (<https://www.kepco.co.jp/corporate/international/generate/laos.html>)

ことが大きなポイントといえます。

2. コンセッション事業の中の PPP

前提として、投資奨励法（2017 年 4 月施行）では、コンセッション事業を以下のように定義しています。

【第 41 条 コンセッション事業】

コンセッション事業とは、あるビジネスの開発と推進のために、投資家が政府から法律に基づき運営許可を受けた事業である。たとえば土地コンセッション、SEZ・輸出加工工業区開発、鉱山採掘、電力エネルギー開発、航空業、通信事業などがある。コンセッション事業リストは政府によって規定される。

政府は、下記の表のとおり 7 分野 23 業種をコンセッション事業と定めています。コンセッション事業上の政府が奨励する分野に該当すれば、土地利用の外資規制や税制の恩典が得られる可能性があります。

【コンセッション事業リスト】

No	分野(業種の数)
1	農業・林業（4 業種）
	植林・果樹栽培のための国土のコンセッション（天然ゴムを除く）
	灌木、食糧、工芸作物、生薬その他の栽培のための国土のリース/コンセッション
	畜産のための国土のリース/コンセッション など
2	鉱業・採石（3 業種）
	鉱物採掘と加工、原油とガスの調査採掘 など
3	電力エネルギー（2 業種）
	特定の電力生産事業（水力、石炭、風力、太陽光、廃棄物、その他）



	送電コンセッション など
4	PPP 事業（1 業種）
5	経済特区開発（1 業種）
6	事業のための政府の土地リース又はコンセッション（5 業種） インフラ開発、公益事業、建物の建設、サービスのための国土のリースコンセッション（例えば：ショッピングセンター、ホテル、ゲストハウス、レストラン、公園、学校、病院、市場、運輸ステーション など）
	国家・地方レベルの自然、文化、歴史観光地開発
	スポーツのための国土コンセッション/リース など
7	国所有権を利用した様々なサービス事業（7 業種） 空港の建設と地上サービス、取水、上水の生産、水道の供給 輸送事業(ロジスティック、ドライポート など)
	有線・無線通信事業、衛星通信事業 など

3. PPP の定義

投資奨励法、コンセッション事業リスト及び現在草案中の PPP 法の中では、PPP 事業を「事業価値のある新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス関連事業」と定義しているのみで、分野や必要資本額等は限定されていません。一般的には、PPP の中にコンセッションが含まれることが多いですが、ラオスの場合は、上記の通り、コンセッション事業リストの中に PPP が含まれるので、少し特殊な体系といえると考えます。

4. PPP 事業の形態

一般的に政府主導型及び民間提案型の二つの形態に分けられますが、PPP 法草案では、以下の通り定義されています。

(1) 政府による直接連携

案件ごとに法令の規定に従い、政府または国民議会の承認または県議会の合意のもと、経済・技術的実施可能性評価調査結果に従い、民間セクターと連携してプロジェクト開発のために政府が直接投資する形態を意味しています。

また、日系企業のラオス政府との合弁又は国営企業への出資に際して、国営企業と民間企業との相違が問題となります。この点、ラオスにおける国営企業の定義は次の通りです。会社法上の国営企業の定義は、政府が 50%以上資金を投資している企業または、他の形態の企業が全会一致で国のものとなった企業を意味すると規定されています（会社法第 196 条）。

国営企業と民間企業との一番の相違は、取締役会の議長が、政府の職員である必要があり、会社に常駐することが義務づけられている点にあります（会社法第 199 条）。一般的に、財務省の国営企業管理局が会社の重役を選任する役割を担っているといわれています。それ以外は大きな相違はないと理解しておりますが、会社法上は、国営企業の機能に関する詳細が明示されておりません。なお、別途規定する細則が存在していますが、現行の会社法が改正される前の会社法（2005 年）を根拠としたものであり、それに取って代わる細則は現時点では、発行されていない状況です。

(2) 民間による直接投資

案件ごとに法令の規定に従い、政府または国民議会の承認または県議会の合意のもと、プロジェクトの経済・技術的実施可能性評価調査結果に従い、政府のプロジェクト開発において、民間セクターが投資の全責任を持つかたちで参入し、政府から支援を受ける投資形態を意味します。

5. PPP の方式

PPP 法草案では、下記の各方式について、次の通り、Design Build Finance Operate (DBFO)、Design Build Operate (DBO)、Build Operate Transfer (BOT)、Build Own Operate Transfer (BOOT)、Build Own Operate (BOO)、Build Transfer Operate (BTO)、Build Lease Transfer (BLT)、Build Transfer (BT)、Operate and Maintenance (O & M)といった方法が明示されています。

6. PPP の準備、検討及び入札

同草案によれば、PPP プロジェクトの初期提案書の提出から入札までの流れは以下の通りです。

手続き	責任者
初期提案書の作成・提出	実施政府機関
初期提案書の検討（20 日以内）	官民連携推進委員会（計画投資省）
発案書の作成・提出（政府開発計画以外の新規プロジェクトの場合（先端技術の導入など））	民間セクター
発案書の検討（15 日以内）	官民連携推進委員会（計画投資省）
FS 及び環境影響評価報告書の作成・提出	実施政府機関または民間セクター
FS 及び環境影響評価報告書の検討（90 日以内） および承認	官民連携推進委員会（計画投資省） (国民議会等の承認必要)
FS 及び環境影響評価報告書の修正（60 日以内）	実施政府機関または民間セクター
入札要項等の書類準備（上記 FS 等承認後 3 日以内）	実施政府機関及び官民連携推進委員会
入札管理委員会の選定	財務局、実施政府機関、技術面のシニアアドバイザー、官民連携推進委員会から構成

7. PPP 契約書とその内容

計画投資省は、実施政府機関と協力して、プロジェクトの開発者として選定された民間セクターと PPP 契約書の内容について協議することになっています。入札における落札後、30 日以内に契約書を完成させる必要があります。

ワンストップサービス室は PPP 契約草案とプロジェクトの詳細を民間連携推進委員会へ提案します。草案を修正する必要がある場合は、計画投資省は、同委員会が規定する期間内で、実施政府機関及び民間セクターと協議して、草案を修正及び変更します。

また、PPP 契約書の基本的な記載事項は次の通りと定められています。なお、PPP 法及びその他ラオスの法令に違反しない限り、上記以外で必要な条件を追加で規定することが可能です。

- (1) プロジェクトの範囲及び業務内容
- (2) 契約当事者と事業主体者の責任
- (3) 各当事者のプロジェクトのリスクに対する責任
- (4) 民間セクターの関税及び税金の納税義務
- (5) 土地使用権、プロジェクト実施地へのアクセス及び便宜について
- (6) 技術、品質、安全面に関する実務規定
- (7) 建設期間、事業開始日、ビジネス及び維持管理
- (8) 財政、保証、精算及び契約不履行の場合の罰則規定
- (9) 契約書の単価の再検討、修正
- (10) プロジェクトに問題が起こった時の政府及び民間の立ち入り検査をする権利
- (11) 契約書の再検討、修正及び変更
- (12) 技術面を含めたプロジェクトの範囲及び業務内容の条件変更

(13) プロジェクト追跡調査及び報告

(14) 予備費に関する計画

(15) 紛争解決

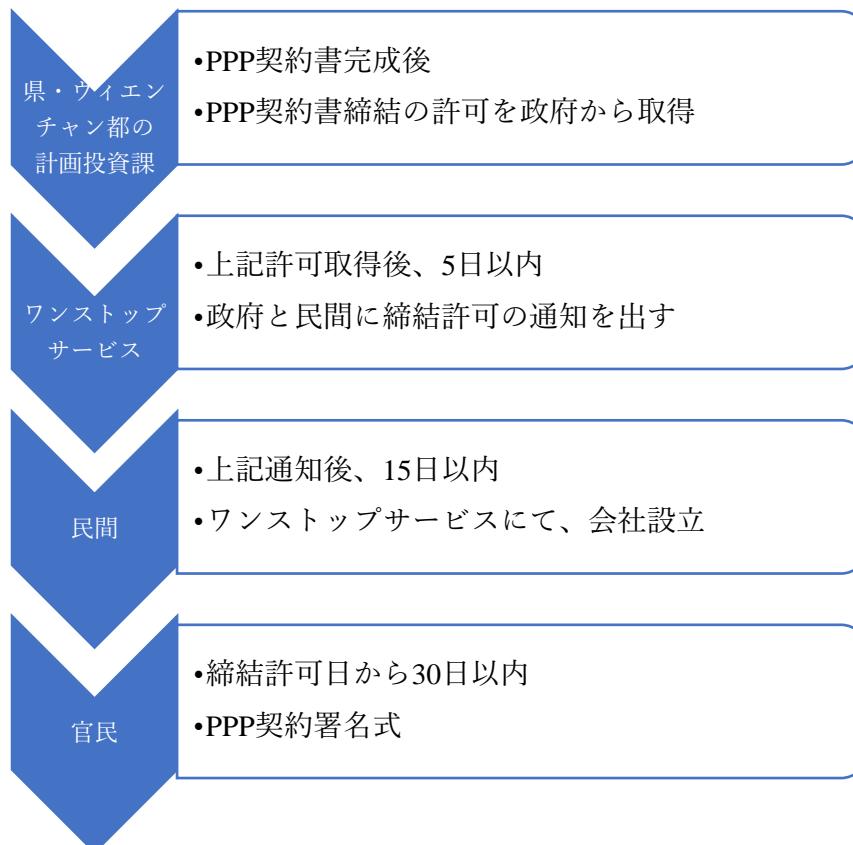
(16) 契約期間

(17) 準拠法

(18) プロジェクト管理

8. PPP 契約締結のプロセス

同草案によれば、契約締結までの手順は、以下の通りとなっています。



(1) 県・ヴィエンチャン都の計画投資課は、政府及び地方自治から契約締結の許可を取得します。

- (2) ワンストップサービス室は、政府及び地方自治体から契約締結の許可を取得後 5 日以内に、書面にて実施政府機関と民間セクターに対して通知を出します。
- (3) 民間セクターが通知を受け取った後、15 日以内にワンストップサービス室へ PPP 会社⁴設立の許可申請を行います。
- (4) 政府の代表である県・ヴィエンチャン都の計画投資課と PPP 会社の代表である民間セクターは、契約締結が許可された後、30 日以内に署名式を行う必要があります。

以上のように、PPP 草案においては、今まで不明確であった PPP プロジェクトの実施プロセスについて明示された点について評価できると考えます。今後の PPP 草案の修正や施行予定等については未定ではありますが、引き続き状況を注視していく必要があると考えます。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制

⁴ PPP 事業を実施するためにラオスの法令に則って入札により選定された法人又は法人グループにより設立された会社

で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」、「ラオスにおけるコロナ対応のポイント」等を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014年、2015年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal

江副 哲 弁護士法人 One Asia 大阪事務所代表 弁護士

インフラ輸出リーガルプラクティスチームリーダー

大学から大学院まで土木工学を専攻し修了後、ゼネコンに入社し土木技術者として土木工事の施工管理や設計に従事した実績を踏まえ在職中に技術士（建設部門）の資格を取得する。その後、法科大学院で一から法律を学び、卒業後、司法試験に合格、大阪弁護士会に弁護士登録、建築紛争専門の法律事務所に入所し大阪事務所の所長として、ゼネコン、ハウスメーカー、工務店、建設コンサルタント、一級建築士事務所等の企業側の代理人として数々の建設紛争案件に携わり、顧問先企業からの日常の法律相談にも対応してきた。One Asia Lawyers のインフラ輸出リーガルプラクティスチームのリーダーとして、各種インフラ関連企業に対して、法的側面・技術的側面の両面からリーガルサポートを提供していく。

satoru.ezoe@oneasia.legal

内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal